

地域おこし協力隊（共創コミュニティマネージャー）の募集・採用 及び活動支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

地域おこし協力隊（共創コミュニティマネージャー）の募集・採用及び活動支援業務委託

2. 趣旨

新潟市では、「共創コミュニティ推進事業^{※1}」として、地域で意欲的に活動する「人」に着目し、そうした人同士のコミュニティ形成やそこから生まれる取組を支援している。

形成されたコミュニティにおいて、人や活動をつなぎ、その活動を活性化させる人材（共創コミュニティマネージャー^{※2}）を募集するため、効果的な広報や体験プログラムの実施等による、採用活動の支援、及び着任後の活動支援業務を委託するもの。

（※1）別紙1「共創コミュニティ推進事業について」を参照

（※2）共創コミュニティ推進事業でコミュニティの取組の活性化や、ネットワーク拡大を推進するハブ人材として委嘱する地域おこし協力隊

3. 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4. 地域おこし協力隊の活用

（1）募集人員 2名（個別のコミュニティにそれぞれ1名ずつ）

（2）勤務地 新潟市内（東区・西区の予定）

（3）求める人材像

- ・ 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号）の対象となる方で、特別交付税措置に係る地域要件確認表の適用対象を満たし、任期中に新潟市内に住民票を異動することができる方
- ・ 地域住民や関係団体等と協力・連携し、その活動から地域ににぎわいや活力を生み出し、市内外へ波及できる方
- ・ 地域特有の課題をポジティブに捉え、解決策を構想・実行することができる方、その解決策を地域に根差した事業として発展させるビジョンや熱意がある方
- ・ 任期終了後も地域に定住・定着し、継続的に活動する意思がある方

※ これらの求める人材像については、本業務の受託者決定後、協議のうえ決定する。

(4) 地域おこし協力隊の活動にかかる条件（予定）

- ・形態：新潟市と任用関係のない「委嘱」とする。
- ・委嘱期間：委嘱日（令和8年12月予定）から令和9年3月31日まで
（勤務成績が良好な場合は1年を超えない範囲で更新。最大3年間）
- ・報酬月額：209,000円～264,000円程度
- ・活動時間：月100時間～125時間程度
- ・活動経費：次の①から③に係る経費で、1人あたり120,000円程度／月を想定。
 - ① 住居にかかる費用
 - ② 移動にかかる費用
 - ③ その他活動にかかる費用で市が認めるもの

※委嘱時期や活動内容等条件については、本業務の受託者決定後、各受け入れ先とそれぞれ協議のうえ決定する。

5. 委託業務の内容

(1) 業務計画の作成

本業務の目的を真に理解し、目的達成に向けた最も効果的な実施内容と、それに基づいた具体的な実施計画を作成すること。

なお、本業務契約後なるべく早期の採用決定ができるよう効率的な実施計画とすること。

(2) 採用コンサルティング

新潟市が提示する課題を解決できる人材を選考するための具体的な募集条件等を提案すること。

新潟市が書類審査、面接審査等を行う際に、適切な選考が行えるよう、助言等の支援をすること。

(3) 募集記事の作成及び求人活動支援

- ① 新潟市が求める人材に効果的に訴える募集記事（案）を作成すること。
- ② WEBサイト、SNSを活用するなど、より多くの人材にアプローチするとともに、地域おこし協力隊として意欲的に取組むことが見込まれる人材に対しスカウトするなど、新潟市が求める人材に応募してもらえるような工夫をすること。
- ③ 人材の募集にあたっては、新潟市の地域おこし協力隊になることの付加

価値を上げるような取組を行うこと。

(4) 地域おこし協力隊おためし体験プログラム実施の支援

※2泊3日のプログラムを実施するが、そのうち1泊2日分については受託者が企画・運営を行い、残る1日及び1泊については新潟市が企画・運営を行う。なお、新潟市が実施する内容としては、全体オリエンテーション（参加者自己紹介や自治体概要、募集ミッションの説明等）を予定。

① 体験プログラムの設計

地域おこし協力隊への応募等の検討者を対象とした1泊2日の体験プログラムの設計を行う。プログラム内容は、地域おこし協力隊勤務予定地（東区・西区）において、参加者が地域での活動を具体的にイメージできるプログラムを新潟市と協議の上、決定する。

② 体験プログラム参加者の募集

WEBサイト、SNS等を利用し、参加対象者へ体験プログラムの案内を行い、参加申込の受付及び当日までの連絡等の調整を行う。応募者多数の場合は、新潟市と協議の上、選考等すること。

※なお、連絡調整の窓口は受託者とし、新潟市が実施する1日に関する問い合わせがあった場合などは、窓口となり対応すること。

③ 体験プログラムの開催

上記①で設計した1泊2日分について、当日の運営及び参加者の滞在に係る宿泊費、地域内の移動に係る交通費、地域の協力者や受入れ団体等への謝金等の支払いを行う。

(プログラム想定例)

新潟市が企画・運営 (1日と1泊)	受託者が企画・運営 (1泊2日)		
1日目 午後	2日目		3日目 午前
全体オリエンテーション	午前 東区体験	午後 西区体験	ワークショップ

(5) 地域おこし協力隊の活動サポート

① 活動実績報告等作成のためのサポート

隊員の活動報告書や活動経費（住居や移動、通信等に係る経費）に係る請求書の作成などの作成サポート（令和8年12月～令和9年3月分）

② その他活動に必要なサポート

隊員の経験や知識、スキル等を活かし、目的達成に向け最も効果的

に活動できるよう支援すること。

(6) 報告書の作成

本業務において受託者が作成・取得した資料をとりまとめ、報告書を作成すること。

(7) その他

新潟市と受託者の業務分担については、別表のとおりとする。

6. 協議

(1) 事業開始時

契約締結後速やかに仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。

(2) 事業開始後

- ① 本業務を適正かつ円滑に実施するため、進捗確認等を行うための協議を適時行うこと。なお、開催日時については、双方協議の上決定する。
- ② 受託者は会議終了後、速やかに打合せ記録を作成・提出すること。

7. 成果品（報告書）

(1) 報告書の冊子

報告書は日本工業規格A4判で簡易製本、画像・図面等は適宜カラー印刷とする。

(2) 報告書の電子データ一式

- ・報告書の電子データは、エクセル、ワード等で作成した文書ファイルで新潟市が再利用できるもの及びPDFファイルとする。
- ・メディア露出した記事・映像については、報告書に記載するとともに、電子資料で提出すること。
- ・電子媒体によるデータ納品については、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、新潟市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により原状回復及びその他賠償等について対応すること。

8. 費用負担

本業務に必要な経費は、委託契約額として受託者に支払うものの他は、本仕様書に記載のないものであっても、原則として受託者が負担すること。

9. 実施体制等

- (1) 受託者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するため、業務主任者を定め、実施体制を整えること。
- (2) 新潟市の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また本業務の目的や新潟市の要求するサービス水準を達成できるように、業務主任者は、全ての行程におけるプロジェクト管理を徹底すること。
- (3) 業務主任者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクトを推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みリカバリプランを提示し、新潟市の承認を得たうえでこれを実施すること。

10. 委託料の内訳

各業務における委託料の内訳は、以下のとおり。下記の金額を必ず守ること。

	項目	上限金額（税込み）
1	地域おこし協力隊の募集・採用支援 <5.（1）～（3）、（6）の業務>	上限1,023千円
2	地域おこし協力隊おためし体験プログラム実施の支援 <5.（4）の業務>	上限775千円
3	地域おこし協力隊の活動サポート <5.（5）の業務>	上限274千円
	合計	2,072千円

11. その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、新潟市契約規則、新潟市個人情報保護条例その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (2) 秘密の保持
 - ① 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は新潟市の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
 - ② 受託者は、業務の遂行にあたり新潟市個人情報保護条例を遵守し、取得した個人情報の取り扱いに最大限の注意を払うこと。

(3) 知的財産権等

- ① 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に新潟市に無償で譲渡するものとする。
 - ② 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、新潟市並びに新潟市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
 - ③ 受託者は、成果品に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により新潟市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
 - ④ 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、新潟市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、新潟市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を新潟市に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (5) 本事業実施中、トラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに新潟市に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。
- (6) 本業務遂行中に受託者が新潟市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに新潟市にその状況及び内容を書面により報告し、新潟市の責めに帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、新潟市は一切の責任を負わない。
- (7) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について新潟市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、新潟市と受託者で協議のうえ新潟市の指示に従い、業務を遂行すること。

- (8) 仕様書と企画提案書が重複する場合は、仕様書を優先する。
- (9) 新潟市において必要と認めるときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受託者に損害が生じたときは、新潟市はこれを賠償する。

12. 連絡先

新潟市政策企画部 大佐賀、津森

TEL：025-226-2152

E-mail：seisakukikaku@city.niigata.lg.jp

(別表)

項目	業務	業務分担	
		新潟市	受託者
採用コンサルティング	求人すべき人材の提案、求人方法の検討	○	○
	募集条件等の決定	○	
募集	求人票（案）の作成		○
	求人票確定	○	
	求人募集サイトへの掲載	○	○
	市が求める人材へのアプローチ		○
	募集受付		○
選考	体験プログラムの企画・運営 ※2泊3日のうち、1日は市が実施、1泊2日分を受託者が実施する	○	○
	体験プログラムの確定	○	
審査	書類審査	○	
	面接審査	○	
	各選考過程での支援（助言、アドバイス、選考フォロー等、人柄含め適切な人材を選ぶために必要な支援全般、地域おこし協力隊の適性確認等）		○
委嘱後	地域おこし協力隊の活動計画の策定	○	○
	活動計画に基づく地域おこし協力隊の活動サポート（活動の進捗管理、住居、活動拠点の確保等）	○	
	事務局機能のサポート（活動計画に基づく必要経費の精査等）		○
	活動計画に基づく必要経費の承認	○	